



# 青森県報

第二千五十七号

平成十四年八月七日(水曜日)

## 目次

### 告 示

平成十四年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領	……………	(財政課)	…	一
家畜人工授精講習会の開催	……………	(畜産課)	…	三
飼料の試験の結果の概要	……………	(同)	…	三
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	……………	(水産振興課)	…	四
公 告				
県営土地改良事業計画の決定	……………	(農村整備課)	…	四
建設業者の許可の取消し	……………	(青森県土整備事務所)	…	四
右	……………	(同)	…	五
右	……………	(八戸県土整備事務所)	…	五
右	……………	(同)	…	五
右	……………	(むつ県土整備事務所)	…	五
出先機関				
道路の位置の指定	……………	(十和田県土整備事務所)	…	六
正 誤				
平成十四年三月二十九日号外第二十五号訓令中	……………	(人事課)	…	六

## 告 示

青森県告示第三百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成十四年七月二十六日専決処分した平成十四年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

## 平成14年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号)

平成14年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,576,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	256,971,090	353,932	257,325,022
1	地 方 交 付 税	256,971,090	353,932	257,325,022
	歳 入 合 計	870,222,207	353,932	870,576,139
歳 出				
2	総 務 費	38,627,306	34,958	38,662,264
6	選 挙 費	1,095,239	34,958	1,130,197
6	農 林 水 産 業 費	125,730,595	318,974	126,049,569
2	りんご振興費	2,185,705	318,974	2,504,679
	歳 出 合 計	870,222,207	353,932	870,576,139



テラ中印アロイラー肥膏 後期用配合飼料 アロイラー ⅡA	14.7	19.3	7.4	0.81	0.48	2.9	4.5	3.210	12.3
------------------------------------	------	------	-----	------	------	-----	-----	-------	------

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第三百八十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所
大 戸 瀬 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形二九七番地一 古 川 俊 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形三一五番地二 小 枝 博 幸 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形二四六番地 小 野 文 秋	平成十四年八月七日から八月二十一日まで 大戸瀬漁業協同組合

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、片

岸地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十四年八月八日から同年九月四日まで
- 三 縦覧の場所  
福地村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社青北電気工事
- 二 代表者の氏名 櫻田 義春
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字上野字山辺四一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一四七七〇号
- 五 取消年月日 平成十四年七月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十四年七月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 植清苑

二 氏名 須藤 確一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字桑原字稲葉一三七の二九

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第九三五四号

五 取消年月日 平成十四年七月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社赤塚建設

二 代表者の氏名 赤塚 栄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字冷水六七

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第三八七九号

五 取消年月日 平成十四年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工、管、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社赤塚建設

二 代表者の氏名 赤塚 栄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字冷水六七

四 許可番号 青森県知事許可（特・一三）第三八七九号

五 取消年月日 平成十四年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社太田建築設備

二 代表者の氏名 鹿内 政子  
 三 主たる営業所の所在地 むつ市赤川町一五の二一  
 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第六五八五号  
 五 取消年月日 平成十四年七月十五日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 建築工事業に係る一般建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実  
 平成十四年七月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第十九号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、

発行年月日	発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成十四年七月十五日 号外第二十五号	訓令甲 第九号		一四	上	後ろから 二	一三	別表第一農村整備課 八を削り、二を八とし、ホをニとし、 へを削り	別表第一林政課の項中第八号を第五号 とし、第九号から第十三号までを三号 ずつ繰り上げ、同表農村整備課 へを削り

人 事 課

正 誤

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十四年八月七日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市ひがしの一丁目 六〇の一六五、六〇の三 八三及び六〇の三八四	八二・五〇メートル	六・〇〇メートル	平成 十四年 七月 十五 日

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭